宮 Ｐ 連 第 ７８ 号
令和 ８ 年 11 月 ４ 日

各単位ＰＴＡ会長　　様

宮城県ＰＴＡ連合会
会長　鈴木　洋市
（ 公印省略 ）

令和8年度単位PTA功績者の推薦について（通知）

このことについて，貴単位ＰＴＡへの功績者個人１名を，宮城県ＰＴＡ連合会会長名をもって表彰いたしますので下記により**貴地区ＰＴＡ連合会会長**にご推薦願います。

記

１　対象及び条件【別添「宮城県ＰＴＡ連合会表彰規程」一部抜粋を参照】
（１）　貴単位ＰＴＡ内で，功績顕著な先輩または現役員の中から１名です。
（２）　この表彰は，小～中学校のＰＴＡ会員期間を通して１回限りです。
（３）　この表彰は，東北ＰＴＡ連絡協議会長表彰申請の基礎資格となります。
※　**原則１名**
＊　同等の方が何人かおられるようでしたなら，３～５年位を見通し推薦願います。しかしそれでも，どうしても１名に絞りきれない場合は，その理由書を添え申請してください。

２　推薦締切り
令和８年１２月１８日（金）までに，推薦書に記入の上**貴地区ＰＴＡ連合会**へ推薦願います。※推薦書は県Ｐ連Web サイトからダウンロードできます。

３　功績者が決まり表彰状が功績者に届くまでの流れ
（１）　単位Ｐが功績者の推薦　：　単位Ｐから地区Ｐ連に推薦書を送付
＊令和８年１２月１８日（金）まで
・単位Ｐ　⇒　《 推薦書を送付 》　⇒　地区Ｐ連
（２）　地区Ｐ連が功績者の選考と功績者一覧表作成　：　地区Ｐ連が県Ｐ連へ内申
＊　令和９年１月８日（金）まで
・地区Ｐ連　⇒　《 功績者一覧表を送付 》　⇒　県Ｐ連
（３）　県Ｐ連が表彰状用紙を地区Ｐ連へ送付
＊　令和９年２月３日（水）
・県Ｐ連　⇒　《 表彰状用紙を送付 》　⇒　地区Ｐ連
（４）　地区Ｐ連が表彰状用紙を単Ｐに送付
＊　令和９年２月３日（水）以降
・地区Ｐ連　⇒　《 表彰状用紙を送付 》　⇒　単位Ｐ
（５）　単位Ｐで表彰状を作成し功績者に贈る。
・単位Ｐ　⇒　《　表彰状を伝達する。　》　⇒　功績者

４　表彰状の伝達について
※表彰状用紙が届きましたなら，お手数をおかけしますが功績者の肩書，氏名を墨書していただき，機会をとらえご本人に伝達願います。

【 注 】単位ＰＴＡ功績者の表彰状については単Ｐで購入する必要はありません。

宮城県ＰＴＡ連合会事務局
担当：事務局長　佐藤
【TEL】　022-295-9581
【FAX】　022-256-0425

（参考）宮城県ＰＴＡ連合会規定 抜粋

３　表彰規程

第1条　この規程は,県Ｐ連規約第 5 条第 2 号について必要な事項を定める。

第2条　県Ｐ連はＰＴＡの向上発展及び社会教育の振興に寄与し,その功績顕著な単位ＰＴＡ及び個人を会長名をもって表彰する。

第3条　表彰の選考については,概ね次の基準により,会長に内申するものとする。

(1)　長年にわたり役員として又は会員として,会の向上発展のために尽し,その功績顕著なるもの

(2)　日常の生活態度が民主的であって,会員の範とするに足るもの

(3)　教育の振興に熱心であって,奉仕的精神に富むもの

(4)　会の運営が民主的であって,ＰＴＡ本来の使命達成に務め,実績顕著なるもの（団体）

(5)　県Ｐ連の役員として会の発展に功績あるもの

第4条　表彰者の数は,次のとおりとする。

(1)　団体　地区別連合体に加入している単位ＰＴＡ数が 20 団体までは,1 単位ＰＴＡ以内とし,20 団体を越える場合は,1 団体から 20 団体まで増すごとに,1 単位ＰＴＡを加えることができる

(2)　個人　単位ＰＴＡ1 名以内とする。併設校及び分校については,別に考慮することができる。この表彰は,小・中学校を通じて 1 回限りとする。地区別連合体の事務長が,事務長職を退く時は感謝状を贈呈する

第5条　表彰の選考は,地区別連合体に委任する。ただし,本規程第 3 条第 5 号については,その役職を退く時にこれを表彰する。

第6条　表彰は,表彰状又は感謝状を授与して行う。

第7条　団体表彰は,県ＰＴＡ研究大会において行い,個人表彰は,地区別連合体に委任する。

第8条　文部科学大臣,宮城県教育委員会,日本ＰＴＡ全国協議会及び東北ＰＴＡ連絡協議会等からの表彰者については,選考委員会に諮って内申するものとする。

第9条　選考委員会は,宮城県教育庁生涯学習課より 1 名,会長,副会長及び事務局長をもって構成する。